

磐南浄化センター維持管理業務委託特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、日本下水道事業団（以下「委託者」という。）が委託する磐南浄化センター（以下「浄化センター」という。）の維持管理業務に関して、受託者が円滑に業務を実施するために定めるものである。

(適用)

第2条 受託者は、本仕様書によるほか、委託者作成の「磐南浄化センター業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）」に準じ、誠実かつ安全に本業務を履行しなければならない。

2 受託者は、本業務において設計図書と委託者の指示の間に相違がある場合、設計図書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、委託者に確認して指示を受けなければならない。

(対象施設等)

第3条 本業務の対象施設等は、委託者が維持管理を受託している磐南浄化センターとする。実施範囲は別紙-1、別紙-1-1、別紙-1-2、別紙-1(参考)によるものとする。

2 受託者は、前項に規定する対象施設等の適切な運転、施設保全、機能保全等の維持管理を実施するにあたり、下水道の機能を把握し、その機能を低下させることのないよう努めるものとする。処理フローについては別紙-2-1、2-2を参照すること。

3 年度途中で更新・増設のあった機器・設備や、「主要機器一覧表」に記載されていない機器・設備であっても、委託者が浄化センターの適正な運転に必要と判断した場合には、受託者は、委託者と協議の上、機器・設備の保守を行わなければならない。

(履行期間等)

第4条 本業務の履行期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(各責任者の資格及び要件)

第5条 受託者は、本業務の履行にあたって総括責任者、副総括責任者、主任技術者、各担当責任者及び法定資格者を選任し、履行期間中に専任で配置しなければならない。

2 総括責任者、副総括責任者及び主任技術者が必要とする資格及び要件は別記1のとおりとする。また、主任技術者について、総括責任者又は副総括責任者がその要件を満たす場合には兼任することができる。

3 受託者は本業務を確実に遂行するため、必要に応じて専任の担当を設定するものとし、当該業務に関する経験を有する者を担当責任者として配置しなければならない。

4 受託者は、本業務の実施にあたり、次の法定資格者等を適切に配置しなければならない。

- (1) 下水道技術検定第3種(下水道法)、又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者
- (2) 電気主任技術者第3種以上(電気事業法)
- (3) 第1種電気工事士(電気工事士法)
- (4) 危険物取扱者乙種第4類(消防法)
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(労働安全衛生法)
- (6) クレーン運転士(労働安全衛生法)

- (7) 玉掛技能講習修了者(労働安全衛生法)
- (8) エネルギー管理士又はエネルギー管理員(エネルギーの使用の合理化に関する法律)
- (9) フォークリフト運転技能講習修了者(労働安全衛生法)
- (10) その他本業務の実施に必要な資格者等

なお受託者は、法令等に従い有資格者等を適切に選任し、必要な届出を行わなければならない。

(総括責任者及び副総括責任者の職務)

第6条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転・施設管理・施設整備に努めること。
- (3) 日常の業務執行状況を、随時、委託者に報告し、問題点の解決改善に努めるとともに、協議・提案を行うこと。
- (4) 従業員を教育し、技術の向上・事故の防止に努めること。

2 副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行し、総括責任者が不在のときは、総括責任者に代わりその職務を的確に行うこと。

(各責任者等の選任及び配置)

第7条 受託者は、各責任者を選任したときは、速やかに委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、各責任者を適切な業務事務所に配置しなければならない。
- 3 受託者は、各責任者を補助する者を選任したときは、速やかに委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、重大な事由（病休、死亡、退職等の止むを得ない理由及び家族の看病等道義的な理由等）がない限りは選任した総括責任者を変更することはできない。
- 5 各責任者を変更する場合は委託者と協議すること。なお、総括責任者及び副総括責任者の変更にあたっては、技術提案書に記載した配置予定者と資格及び経験において同等以上の者を配置すること。なお、面接等により委託者が適性を認めた場合は、資格、経験の多寡にかかわらず同等以上とみなすものとする。

(危険物保安監督者等の選任)

第8条 受託者は、本業務の履行にあたり、消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に従い、業務従事者の内から次の者を使用責任者ごとに選任するとともに、関係官公署及びその他関係機関（以下「関係官公署等」という。）に届け出なければならない。

- (1) 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者（以下「危険物保安監督者等」という。）
- (2) 各種作業主任者
- (3) その他必要な者

2 危険物保安監督者等は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第48条に規定された業務を誠実に実施しなければならない。また、危険物取扱作業の実施に際し、当該作

業が消防法第10条第3項の技術上の基準及び同法第14条の2の予防規程等の保安に関する規定に適合するよう、業務従事者に対して必要な指示を与えること。

(業務計画書)

第9条 受託者は、本業務の実施体制、業務工程、業務を行うにあたって必要な資格等、本業務を適正に履行するために必要な事項、その他提案事項を記載した業務計画書を1部作成し、本業務開始日の30日前までに委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

2 前項の業務計画書は、別紙-7に基づき作成すること。

3 受託者は、業務計画書について、施設の状況や業務の履行状況等を勘案した上で随時見直しを行い、常に最新・最適のものとしなければならない。

4 受託者は、業務計画書について、年度ごとに、内容について見直しを行い、当該業務年度開始日の30日前までに委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

5 委託者は、業務計画書を第三者に開示しようとするときは、受託者の承諾を得るものとする。

6 受託者が入札時に提案した技術提案については、実施の可否について委託者に確認した上で具体的に記載するものとする。

7 受託者は、業務計画書に記載された事項について履行義務を有する。

(従事者の届出)

第10条 受託者は、契約締結後すみやかに業務の従事者となるべき者の名簿及び必要な資格証のコピー等を委託者に提出し、確認を受けなければならない。従事者に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類)

第11条 受託者は、契約締結後、指定期日までに、委託者が指定する様式により、本業務関係書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、提出した本業務関係書類の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届出書を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、委託者から資料又は書類等の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。

4 受託者は、委託者が指定するすべての提出書類について、電子データ化を行い、委託者が指定するクラウドサーバーに保存しなければならない。

5 一般仕様書第29条に示す業務報告書の記載内容は別紙-8のとおりとする。

(守秘義務及び服務規律)

第12条 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

2 受託者は、服務規律を確保するための措置を講じるとともに、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

3 受託者は、前2項に違反する行為があった場合、速やかに委託者に書面により報告し、委託者の指示に従うものとする。

4 従業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを明示する社章等を着用させる。

5 総括責任者及び副総括責任者には、その旨を明示した名札等を着用させる。

(協力義務)

第13条 受託者は、委託者が別途実施する業務等が本業務と関連する場合、当該業務の実施者等と相互に協力しなければならない。他の事業者が実施する業務と本業務が同時に実施される場合においても同様とする。

2 受託者は、磐田市等から協力・出席等の要請があった場合、連携を図り、これに協力しなければならない。

3 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に協力しなければならない。この場合において、委託者は具体的な内容等を事前に受託者に通知するものとし、当該費用の負担については、委託者と受託者が別途協議して定める。

4 受託者は、委託者が関係官公署等への手続きを行う際に、届出書類等の作成に協力しなければならない。

5 受託者は、磐南浄化センターで開催される施設見学等について、磐田市及び委託者に協力しなければならない。

6 受託者は、災害時等で予期しない避難者等が訪れた場合には適切に誘導しなければならない。

(記録及び資料の作成)

第14条 受託者は、本業務を履行するにあたり、委託者と協議等を行ったときは打合せ記録等を作成し、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

2 受託者は、本業務の履行に際し、委託者が作成する管理年報、維持統計資料等の作成に必要な業務データ等を整理・記録し、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

3 受託者は、委託者が行う書類作成の支援業務等を行い、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(施設の機能確認)

第15条 受託者は、施設及び設備の機能に障害が認められ維持管理が困難であると見込まれるときは、原因の追究に努めると共に、委託者にその旨を書面により報告し、状況改善のための措置の提案をしなければならない。

2 前項の場合において、委託者は機能の回復に必要な措置を講じるものとし、機能が回復するまでの期間の維持管理については、委託者と受託者が別途協議して定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第16条 受託者は、本業務の履行にあたり下水道法等の関係法令を遵守するとともに、磐田市条例及び管理規程等を遵守しなければならない。

2 受託者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び消防法等の規定に基づき委託者が定める規程及び計画を遵守するとともに、これらの法令に基づく責任者及び主任技術者等の保安上の指示等に業務従事者を従わせなければならない。

3 受託者は、消防署等の関係官公署等の立ち入り調査に協力するとともに、その結果を委託者に報告するものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務)

第17条 受託者は、本業務の履行にあたって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合、警察への届け出及び委託者への報告（以下「届出報告等」という。）をしなければならない。

- 2 受託者は、委託先事業者及びその使用人等が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合、届出報告等を行うよう委託先事業者を指導しなければならない。

(損害保険)

第18条 受託者は、契約書第13条第3項に定める場合のほか、本業務に関して保険契約を締結した場合、契約済の各種保険とともに当該保険にかかる証券の写しを委託者に提出しなければならない。

(安全管理及び安全衛生管理)

第19条 受託者は、本業務の履行にあたり適正に現場管理を行い、業務従事者の労働災害の防止、近隣住民及び車両等第三者の事故等の防止を図るための措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、関係法令等及び本仕様書の規定を遵守して安全基準を定め、本業務の履行にあたり常に業務従事者等の安全と健康の確保に努めなければならない。
- 3 受託者は、本業務の履行にあたり、業務従事者の安全確保のための知識及び技能に関する安全教育・安全訓練等を実施しなければならない。
- 4 受託者は、業務従事者の安全衛生管理および感染症予防対策等も含めた健康管理に努め、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、委託者が浄化センターに設置する「ダイオキシン類対策協議会」に参加し、それに基づく対策要綱を遵守しなければならない。

(火災の防止)

第20条 受託者は火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、可燃物の集積場所（枯草置き場、ウエス等の可燃物置き場、少量危険物置き場など）の火気の始末を徹底させ、場内の火災の防止に努めなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第21条 委託者が勤務する土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日（以下「通常勤務日」という。）の午前8時30分から午後5時を含む時間を通常の勤務時間として設定するものとする（以下「作業時間」という。）。

- 2 前項に関わらず、運転監視業務は24時間終日勤務とする。
- 3 受託者は、作業時間外に業務を行う必要がある場合において、緊急を要する事象にあつては速やかに初期対応の措置を講じ、計画的業務にあつては事前の打合せ事項に基づき業務を実施しなければならない。

(災害等の対応と要員・体制の確保)

第22条 受託者は、台風その他重大事故および社会的に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の蔓延・拡大等の緊急事態発生に備え、広域的な支援を含め従業員を非常招集できる体制を確立し、業務計画書に記載しておかなければならない。なお、災害対応や体制については委託者が定める災害対策要領等との整合を図るものとする。

- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、予め業務計画書で定めた体制に従い、速やかに従業員を所定の場所に配備しなければならない。
- 3 受託者は、感染症等による社会的に重大な影響のある事案等により、業務従事者の健康被害が生じた場合等については、委託者と協力し、業務遂行への支障を最低限に抑えるよう、有効な体制を確立するとともに、必要に応じて臨機の措置を行うものとする。また、その詳細については業務計画書に記載するとともに、地域の社会的状況の変化をふまえ、随時見直しを行うものとする。
- 4 受託者は、事故が発生した場合には、速やかに応急処置を行うとともに、所定の緊急連絡により、各関係機関に連絡しなければならない。
- 5 受託者は、事故発生後できるだけ速やかに事故発生の原因、被害状況、経過、処置状況等について、委託者へ報告、協議し、事故発生報告書を委託者に提出しなければならない。
- 6 受託者は、その他不測の事態が生じた場合においても、事態收拾のための最善の処置を講じなければならない。また、委託者との連携が必要な場合は、速やかに連絡等の措置を講じなければならない。

(消防訓練、震災訓練等)

第23条 受託者は、委託者が実施する消防訓練、震災訓練について、打合せ及び訓練実施等において協力しなければならない。

(施設の改善)

第24条 受託者は、次の場合、浄化センターの改善を委託者に提案することができる。

- (1) 業務従事者及び公衆の安全確保に支障がある場合
- (2) 下水道サービス水準又は施設の能力維持に支障となるおそれがある場合
- (3) 施設の改善により業務の効率化及び省エネルギーが見込まれる場合
- (4) 下水道サービス水準の向上が見込まれる場合
- (5) その他、対象施設の運転等において改善が見込まれる場合

2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、実施の適否を受託者に通知するものとする。

(業務の引継ぎ)

第25条 委託者は、受託者が本業務を開始するにあたり、受託者の立会いのもと対象施設の機能等について確認を行う。なお、確認する項目は委託者と受託者が協議して定める。

- 2 本業務の受託者が前受託者と異なる場合、業務の引継期間を令和7年2月1日から令和7年3月31日までとし、本委託業務の遂行に必要な情報を前受託者から引き継ぐものとする。なお、業務の引継に要する費用は本業務受託者の負担とする。
- 3 受託者は、本業務の完了にあたり、本業務の次期受託者が決定している場合、次期受託者に円滑に業務移行ができるよう、別紙-6に基づき引継書を作成し業務引継ぎを行うものとする。
- 4 受託者は、前項に定めた引継ぎに備え、契約書第27条第2項に定める引継期間の開始日の14日前までに、引継事項を作成し委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。
- 5 受託者は、業務引継ぎに関するデータについては電子データ（エクセル、ワード等の編集可能なもの）として次期受託者に提供するものとする。

(個人情報等の保護)

第26条 受託者は、本業務の履行にあたり個人情報等を取扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、磐田市個人情報保護条例（令和4年12月23日磐田市条例第36号）の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

2 受託者は、業務従事者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(改善提案)

第27条 委託者は、履行期間中に、本業務の維持管理の水準を低下させることなく業務履行方法や手段の改善等により業務の効率化が見込める場合は、業務内容の変更についての受託者の提案（以下「改善提案」という。）を受付けるものとする。

2 委託者は、改善提案を受理した場合は、本業務の履行の確実性、安全性、経済性等を審査・評価するものとする。

3 委託者は、改善提案の採否について、改善提案の受付け後30日以内に受託者に通知するものとする。また、改善提案が適当と認められない場合には、その理由を付して受託者に通知するものとする。

4 改善提案が採用された場合は、受託者は業務計画書に反映するものとする。

5 受託者は、改善提案の対象業務の進捗管理と合わせて、維持管理全体への影響にも細心の注意を払うものとし、委託者に適宜状況を報告しなければならない。

6 委託者が採用した改善提案を実施した結果については、基本的に委託者が責任を負うものとする。ただし、第4項の不履行により委託者に著しい損害を与えた場合は、この限りではない。

(業務委託料の見直し)

第28条 第43条に定める小規模修繕工事については、同条第6項の想定額に差異を生じた場合精算するものとし、委託料を変更する。

2 委託者は、履行期間中に、本業務の適正な履行又は適正な業務委託料の算定のため、業務計画書の内容と業務の履行状況等について受託者に確認することができる。

3 委託者は、前項の確認の結果、必要があると認められるときは、受託者と協議の上で業務委託料を変更することができる。

4 賃金水準又は物価水準の変動による委託料の変更の詳細については、別紙-5のとおりとする。

第2章 施設等及び貸与品等

(施設等の使用)

第29条 施設等の使用については、次のとおりとする。

(1) 使用期間

本業務の履行期間中において、使用できるものとする。

(2) 使用料

無償とする。ただし、通常必要となる経費（事業系一般廃棄物及び事業系産業廃棄物処理費）及び受託者の責めに帰すべき事由により生じた修繕等の費用は、受託者の負担とする。

(3) 使用上の制限

- ア 受託者は、善良なる管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
- イ 受託者は、本業務との関連において使用できるものとする。
- ウ 受託者は、修繕、模様替えその他原状を変更する行為をする時は、事前に委託者の承諾を得なければならない。

(4) 原状回復

受託者は、履行期間終了後、委託者の指定する期日までに、自らの費用で原状に回復し、委託者に返還しなければならない。

(場内及び建物管理・清掃関係業務)

第30条 受託者は、施設等の緑地帯の維持管理を行うほか、施設等及び施設周辺道路を適宜清掃するなど環境美化に努め、周辺地域との調和を図るものとする。

- 2 受託者は、施設敷地についても点検・調査を行うものとする。
- 3 受託者は、施設等の建具、門・柵・塀及び建築設備等に破損等が、受託者の責めにより不具合が生じた場合には、原状に復旧するものとする。
- 4 受託者は、市民等の立入による事故及び盗難等の発生を防止するため、施設等の必要な箇所に立入禁止の掲示等の保安対策を講じなければならない。

(情報システムの利用)

第31条 受託者は、情報システムの利用にあたり、委託者の情報セキュリティ等の規定に基づき適切に業務を行うものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に係る業務にあたり、規定の内容を十分に理解するとともに、業務計画書を作成し委託者の承認を得るものとする。
- 3 受託者は、前2項に係る運用方法・体制について、委託者の指示に従うものとする。
- 4 受託者は、前項に係る情報セキュリティ管理体制を作成し、委託者に提出するものとする。

(支給品、貸与品等の使用)

第32条 本業務の履行において、下記の物については委託者が受託者に支給又は無償貸与する。また、受託者が負担するものは別紙-3のとおりとする。なお、その受け渡し及び取扱上の注意事項については委託者と協議するものとし、貸与品目は委託者が受託者に書面で提示する。

(1) 支給品

- ア 薬品類（消毒、脱水、脱臭等、処理に直接必要なもの。）
- イ 燃料（車両用を除く。）
- ウ 油脂類（別紙-3に含まれないもの。）
- エ 一般汎用品以外の消耗品、製造業者等への特注品、委託者が別に指示するもの
- オ その他必要と認めたもの

(2) 貸与品

- ア 完成図書
- イ 備品（電気機器、工作機器等の維持管理用機器）
- ウ フォークリフト
- エ その他本業務の履行に必要なもの

- 2 受託者は、貸与品等を適正に使用し、整理整頓・点検整備を励行するとともに、その受渡し及び取扱い等について委託者の指示に従うものとする。また、空気呼吸器等の圧力容器の維持・管理・使用にあたっては、法の定めるところによるものとする。
- 3 受託者は、本業務の履行にあたり、委託者の施設等において委託者が所有する契約当初における既在庫品（補修用材料、原材料等）を使用することができる。この場合において、受託者は、物品管理台帳等を用いて委託者に使用量を報告するとともに、次年度の必要数量を見積もり、委託者へ報告するものとする。
- 4 受託者は、在庫の状況から支給品の不足が見込まれる場合は、委託者に当該支給品の支給依頼を行い、在庫不足により本業務に影響が生じることのないよう努めるものとする。
- 5 受託者は、本業務の履行期間が終了し、又はこの契約が解除された場合において、支給品の在庫があるときは、当該支給品を委託者に返還するものとする。
- 6 貸与品について、受託者と調整した上で委託者が使用することがある。

（貸与品等の保管義務等）

第33条 受託者は、貸与品等を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。また、物品倉庫、危険物倉庫等に保管する貸与品等の管理については、倉庫を施錠するなど盗難等の防止に努めなければならない。

2 貸与品等について、受託者の責めに帰すべき事由によるき損、紛失、盗難等の損害が生じた場合、受託者は、委託者に当該損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、本業務の履行期間が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに貸与品等を原状に復し、委託者に返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

（貸与品等の経費負担）

第34条 貸与品等の使用にかかる経費のうち、受託者の故意又は過失による事故等（交通事故、情報システムに関する事故を含む。以下「事故等」という。）、受託者の責めに帰すべき事由により生じた経費は、受託者の負担とする。

（物品等の調達及び管理）

第35条 受託者は、別紙－3に記載する物品等の調達及び管理を適切に行うものとする。

（事故等の報告義務）

第36条 受託者は、貸与品等に関連する事故等が発生した場合、書面にて受託者に遅滞なく報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第37条 貸与品等の使用に伴い、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、受託者は、適切な処理を行うとともに当該損害を賠償しなければならない。

第3章 浄化センターの維持管理

（業務内容）

第38条 委託者は、基本的な施設の運転管理方針、運転管理の目標となる法令等の基準および各種

業務指標(KPI)について各年度にあらかじめ提示するものとし、受託者は提示された運転管理方針に基づき業務を履行し、これらの法令等の基準を遵守するとともに、各種業務指標(KPI)について、これを達成できるよう努めること。その具体的方法は第9条に規定する業務計画書に記載し、委託者の承認を得ること。また受託者は、業務の実施に必要なこれ以外の法令等の基準についても熟知のうえ、遵守しなければならない。

受託者は、浄化センターの各施設を平常時のみならず大雨・台風時においても適切に運転するとともに、運転管理及び施設マネジメントのさらなる改善・向上に努め、巡視点検、故障・災害時における対応等の維持管理業務のほか、機能の維持保全のための機器整備（清掃を含む。）、定期点検、簡易な修繕等の業務、補修部品等の調達・管理業務及びこれらに関連する受託者との連絡調整、事務処理業務並びに調査検討解析に関する業務を、次のとおり実施するものとする。

- (1) 各種機器の運転操作及び監視、故障・災害時の対応等の施設の運転維持管理業務
 - (2) 各種機器の点検、整備、清掃、簡易な修繕、小規模修繕等の保全業務
 - (3) 各種水質試験及び報告書作成等の水質管理業務（分析における試験器具・試薬の準備、検体採取、分析、記録及び分析終了後の器具の洗浄・収納等及び委託者が指定する検査用試料の検体採取及び収集）
 - (4) 浄化センターの維持管理に必要な法定点検等業務（別紙－9～13に示す業務を含む。電気保安業務を除く）
 - (5) 委託者が別途実施する修繕、点検等の業務に伴う補助的業務及び委託者が実施する建設工事等に伴う施設整備作業に関連する必要な作業および運転調整等の技術的業務
 - (6) 浄化センターの運転管理・保守点検業務に付随する書類作成、マニュアル等の作成、委託者が依頼する書類の作成等の補助
 - (7) 運転管理業務の最適化及び管理運営の改善に資するため、運転管理方法及び管理方法の改善に向けた調査研究、データ収集検討・解析を行うこと。また委託者の行うこれらの目的のための取り組みに協力すること。
 - (8) 前号に示す調査研究等の具体的な事項については、以下に例示するものの他、省エネルギー、環境負荷の低減、長寿命化（設備の使用保全、躯体の腐食防止等）、コスト縮減（ユーティリティ、保守等費用）、水処理等運転の最適化、安全性、安定性、効率性等に係る事項とする。各年度における具体的な内容及び実施方法の詳細については、業務計画書等書面により委託者の承諾を得るものとする。
- 2 受託者は、機器等の正常な機能を確認・確保するために必要な点検、整備、清掃及び修繕等の業務を実施するものとする。
- 3 対象設備の保守に関しては、過年度の点検基準を必要に応じて見直し提案を行い、各機器の取扱説明書、電気設備の保安規定などを参考に実施すること。

（有資格者）

第39条 受託者は、業務内容に応じた有資格者を適切に選任・配置し、必要な届出を行わなければならない。

(人員配置)

第40条 本業務における人員配置は、大雨・台風時及び故障時等においても運転操作・監視等の対応ができるよう、次のとおりとすること。

- (1) 総括責任者、副総括責任者及び法定資格者が、通常勤務日の作業時間に勤務していること。
- (2) 運転監視業務に従事する人員（以下「運転監視要員」という。）を監視室に配置すること。
- (3) 運転監視要員から責任者を複数名選任し、履行期間を通じて24時間終日配置すること。
- (4) 保守点検業務に従事する人員（以下「保全要員」という。）を、原則として通常勤務日の作業時間（緊急時及び非常時は除く。）に配置すること。
- (5) 運転監視要員及び保全要員、水質等の分析業務に従事する人員（以下「分析要員」という。）の配置について、業務計画書に記載すること。
- (6) 受託者は、委託者の定める災害対策要領の内容に準拠し、通常勤務日、作業時間を問わず当該状況に応じた災害対応要員を速やかに配置すること。

なお、要員を配置する期間は、委託者が解除の指示をするまでの間とする。

(水処理及び汚泥管理業務)

第41条 受託者は浄化センターの適正な運転管理状況を把握するため、次の水質試験等を実施すること。分析業務における試験方法は「JIS K0102、環境省告示及び下水道試験方法（社）日本下水道協会」等によるものとする。なお、浄化センターで実施する水質試験等に必要な試薬・消耗部品等は受託者が調達するものとする。

- (1) 浄化センターの運転管理に必要となる水質試験及び汚泥試験
- (2) 委託者が実施する検査等において採取した試料の水質試験及び汚泥試験
- (3) 前2号に係るデータの整理及び試験報告書等の作成
- (4) 運転管理データ・分析結果の評価・検証およびこれらに基づく管理運営方法の改善、変更等の実施及び施設改良、更新に関する反映の提案
- (5) その他運転管理および業務の改善に資する必要な調査検討の実施
- (6) 運転管理状況を反映した保守点検方法・頻度等に関する改善の提案および分析結果に基づく分析項目および頻度の増減に関する提案

なお、(1)(2)の試験項目および頻度は、過年度の実績や必要性から受託者が業務開始前に業務計画書で提案を委託者に行い、事前に承諾を得ること。

(簡易な修繕業務)

第42条 受託者は、点検等により各種機器等に不良箇所や故障を発見したときは、特殊な機器、部品、高度な専門技術を要するものを除き、業務の実施のために必要な簡易な工作及び部品交換等の簡易な修繕を実施するものとする。

- 2 前項の簡易な修繕に必要な部品及び材料等は、別紙-3に示すものは受託者が調達するものとし、これによりがたい場合は委託者から支給するものとする。
- 3 受託者は、簡易な修繕業務に必要な部品及び材料等について、浄化センターの在庫品を使用することができる。

- 4 受託者は、簡易な修繕業務に必要な備品及び工具類について、浄化センターに備え付けられたものを使用することができる。ただし、備品及び工具類に故障又は破損等を生じさせた場合に必要な修繕又は処分にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

(小規模修繕業務)

第43条 受託者は設備等の修繕が必要な状況に対し、前条に定める簡易な修繕業務として実施することが困難な場合は、委託者に状況を報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告があった場合もしくは別の方法により修繕を要する事態を把握した場合、1件当たりの修繕費用が200万円（消費税を含む）に満たない事案について、受託者に修繕を指示することができる。
- 3 受託者は、前項に定める指示を受けた場合、見積書を付して実施内容について委託者に協議し、事前に承諾を得るものとする。
- 4 前項の規定は受託者自らが修繕を行う場合にも適用する。
- 5 小規模修繕業務の実施内容を記録し、月実績を執行済み額及び当面の執行予定と合わせて月報提出時に委託者に報告するものとする。ただし、3月分については月報の提出とは別に3月末日までに報告すること。
- 6 前項に定める執行済み額を精査するため委託者から根拠を求められた場合、受託者は根拠資料提示の義務を負うものとする。
- 7 年間1,000万円（消費税を除く）の執行を想定する。
- 8 本条に定める小規模修繕業務に、次条に定める点検業務の結果必要となった措置の他、業務上必要となった点検、測定、分析、部品交換等の業務を含むことができるものとする。この場合、第2項から第6項までの規程を適用する。

(法定点検等業務)

第44条 受託者は、以下に規定する法定点検等の業務を実施しなければならない。その際、各年度における具体的な内容及び実施方法の詳細については、受託者が作成し、業務計画書等に記載し、委託者の承諾を得ること。さらに、受託者は各業務に関しその進捗状況について、必要に応じ随時委託者に立会又は確認を求めるものとする。

- (1) 消防設備点検業務（別紙－9参照）
- (2) クレーン点検業務（別紙－10参照）
- (3) フォークリフト点検業務（別紙－11参照）
- (4) 空調設備点検業務（別紙－12参照）
- (5) 地下タンク点検業務（別紙－13参照）
- (6) 水質分析業務（別紙－14参照）
- (7) 汚泥等溶出試験業務（別紙－14参照）
- (8) 汚泥等含有試験業務（別紙－14参照）
- (9) 焼却炉ばい煙測定業務（別紙－14参照）
- (10) 作業環境測定（ダイオキシン類）業務（別紙－14参照）
- (11) 臭気測定業務（別紙－14参照）
- (12) 騒音、振動測定業務（別紙－14参照）

(13) 緑地管理業務（別紙－ 1 5 参照）

(14) 清掃業務（別紙－ 1 6 参照）

（薬品等調達業務）

第 45 条 受託者は別紙－ 4 により自ら薬品等の調達を行うとともに、委託者が調達する薬品等の発注業務を補助するものとする。

（再委託）

第 46 条 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受託者は、第 2 項により第三者に委任し又は請け負わせた場合、当該委任又は請負に基づく行為全般について責任を負う。

（業務予定表）

第 47 条 受託者は、各月 25 日（25 日が土日及び祝日の場合は、その後の直近の平日）までに、次の事項に関する翌月の業務の予定を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(1) 運転管理における水処理・汚泥処理計画及び設備機器等の運転管理計画に関すること

(2) 保守・点検、整備（簡易な修理・修繕を含む。）に関すること

(3) 資材、消耗品の使用に関すること

(4) その他業務に関すること

2 機器の整備点検予定は、受託者が提出し、委託者が承諾した業務計画書に準拠しなければならない。

（運転記録等）

第 48 条 受託者は、委託者が承諾した内容を含む業務日報 1 部に所要事項を記入し、運転状況等を原則として翌日午前 11 時までに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、委託者が承諾した内容を含む月次報告書 1 部を、翌月 7 日（7 日が土日及び祝日の場合は、その後の直近の平日）までに、委託者に書面で提出し、その電子データは委託者が指定するクラウドサーバーに保存しなければならない。

3 受託者は、委託者が指定する台帳システムに月間の施設・設備の保守・点検・修繕等の所要事項を記録しなければならない。

また、状態監視保全の資産に関しては年 1 回以上、委託者の提供する健全度判定ができるシステムへその点検結果の入力を行うこと。

4 点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。

5 受託者は、委託者が承諾した内容を含む業務年報 1 部を年度業務終了後速やかに委託者に提出しなければならない。

（保安教育及び保安に関する訓練等）

第49条 受託者は、本業務の履行にあたり、関係法令、各種規程等に基づく保安教育及び保安に関する訓練の計画を作成し、実施しなければならない。

2 受託者は、自家用電気工作物保安規程に基づく保安教育及び保安に関する訓練の実施に協力するものとする。

(廃棄物等の処分)

第50条 下水処理に伴って発生する下水汚泥等の廃棄物に関して委託者が行う業務について、受託者は業務に関連して必要となる廃棄物の搬出業務、搬出実績の記録等の補助的作業を行う。また受託者は、自ら行う業務に伴って発生する廃棄物等を施設内で保管するにあたり、一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、委託者の指定する保管場所に種別ごとに整理整頓して保管・管理し、適正に対応するものとする。

受託者が再委託を行う場合も、関係法令等に基づき、廃棄物等の処分を適正に行うものとする。

(異常時の運転)

第51条 集中豪雨、台風、地震等の天災及び、設備等の異常及び緊急事態発生時は、流入水量、停電の有無等の状況を速やかに委託者に報告するとともに、運転操作方法について委託者と協議しなければならない。

(異常時や緊急時の対応・措置)

第52条 受託者は、対象施設において次の事象を発見した場合、関係各所への通報等の応急措置を講じるとともに、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- (1) 火災
- (2) 構内電気事故
- (3) 危険物の流出事故
- (4) 人身事故
- (5) 公衆に被害が及ぶ事故
- (6) 処理機能に重大な影響を及ぼす故障及び事故

2 受託者は、地震等の不測の災害が発生した場合、人身の安全を最優先に、次の対応を実施するものとする。

- (1) 業務従事者及び対象施設内の市民等の安否確認及び安全確保
- (2) 火災の防止、確認、通報
- (3) 燃料等危険物の流出防止処置
- (4) 非常用電源の確保
- (5) 災害対応業務

3 受託者は、浄化センターにおいて有害物質の異常流入等があった場合、状況を速やかに委託者に報告し、必要に応じて適切な対応をとるものとする。また、状況の経過について文書により委託者に報告すること。

(燃料及び処理薬品類管理業務)

第53条 受託者は、燃料及び処理薬品類及び委託者が指定するその他資器材等について、適切な在庫管理を行い、受入、使用、保管等の状況を常時確認し、事故、盗難、安全に留意し、状況を

把握するとともに、処理機能に支障が生じることのないよう管理しなければならない。

また、受託者は委託者に報告を行うものとする。

(物品等の仕様)

第54条 受託者は、対象施設等の機能・性能を低下させることのないよう、使用する補修部品、潤滑油等の物品（別紙-3に定める受託者が負担する物品等を除く）の数量及び規格を委託者に申し出なければならない。

(備え付け書類及び帳簿)

第55条 受託者は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類、帳簿等を現場に備え付け、常に整備しておかなければならない。

(1) 契約に関するもの

ア 業務委託契約書の写し

イ 仕様書の写し

(2) 受託業務履行に関するもの

ア 業務予定表

イ 業務日報

ウ 運転記録日報

エ 整備点検日報

オ 修繕等記録簿

カ 備品工具の点検簿及び予備品の在庫帳簿

(3) その他法令等に定める備え付け義務のある書類及び帳簿

別記1

第5条に規定する総括責任者、副総括責任者及び主任技術者に求める資格及び要件は、次のとおりとする。

1 総括責任者

次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たす者であること。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。
- (2) 過去10年間（平成26年4月1日以降、以下同じ。）に継続した1年間以上の下表に示す施設の総括責任者として実務経験を有する者、または過去10年間に継続した2年間以上の下表に示す施設の副総括責任者として実務経験を有する者であること。なお、副総括の実務経験を有する者を配置する場合は、過去10年間に下表に示す施設において、水処理、汚泥処理それぞれ2年間以上の実務経験を有することを条件とする。

2 副総括責任者

次の(1)から(3)に掲げる基準を満たす者であること。なお、第6条2項の職務を果たすため、必要に応じて複数名を配置するものとする。

- (1) 下水道法施行令第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。
- (2) 過去10年間に継続した2年間以上の下表に示す施設の実務経験を有する者であること。
- (3) 過去10年間に下表に示す施設において、水処理、汚泥処理それぞれ2年間以上の実務経験を有する者であること。

3 主任技術者

次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たす者であること。ただし、総括責任者又は副総括責任者が当該基準を満たす場合は、この限りではない。

- (1) 下水道法施行令第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。
- (2) 過去10年間に継続した1年間以上の下表に示す施設の汚泥焼却炉（処理能力17t/日以上）の運転操作監視業務の実務経験を有する者であること。

表 対象処理法一覧

下水道法第2条に定める終末処理場（現有処理能力として日最大水処理能力33,000m³/日以上）で処理法が次のいずれかに該当する水処理施設を有するもの

- ・標準活性汚泥法
- ・標準活性汚泥法＋急速ろ過又は凝集剤添加等
- ・膜分離活性汚泥法
- ・循環式硝化脱窒法等
- ・硝化内生脱窒法
- ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・嫌気好気活性汚泥法
- ・嫌気無酸素好気法
- ・循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法